

上市町に住む若い世帯を応援します

～ 上市町若年世帯定住促進事業 ～

1 目的

上市町内において、住宅を取得・新築・増改築し、かつ居住する若年世帯に対して、補助金を交付することにより定住の促進を図るとともに、地方創生を推進することを目的としています。

2 補助金額

世帯	住宅	行為	指定地域	住宅団地の内外	町内在住・転入の別	補助金額 (拡充前)
若年世帯 (夫婦合わせて 80歳未満の 世帯)	戸建住宅 (注1)	取得 新築 増改築	白萩西部 小学校 及び 陽南 小学校 通学区域	住宅団地 ^(注2)	転入世帯 ^(注3)	100万円
					町内在住世帯	50万円
				それ以外	転入世帯 ^(注3)	80万円 (50万円)
					町内在住世帯	40万円 (25万円)
			上記以外	住宅団地 ^(注2)	転入世帯 ^(注3)	50万円 (20万円)
				それ以外	転入世帯 ^(注3)	40万円 (20万円)
					町内在住世帯	20万円 (10万円)

H31年度～

補助年齢緩和！

(夫婦で75歳→80歳)

補助金拡充！

※中古住宅を取得する場合は、上記金額の半額になります。



太陽光発電の補助金がありました。(H31年度～)

- ・太陽光発電システムを設置 補助金上限 10万円
- ・蓄電池付太陽光発電システムを設置 補助金上限 25万円

※若年世帯が住宅の新築・取得に併せて設置するものに限りです。

注1: 申請する住宅部分の登記面積が 75㎡以上の住宅で、対象の行為が平成31年4月1日から令和2年3月31日の間になされるもの(建物の登記が令和2年3月31日までに完了するもの)。

ただし、建物の謄本の所有権権利者に申請者夫婦以外の方が登録されている場合は対象外

注2: 平成28年4月1日以降に新規に造成された10区画以上の住宅団地

注3: 補助対象住宅に居住する直前に、3年以上継続して上市町外に住所を有していた世帯

注4: 申請及び報告の期限は、令和2年3月31日とする。

3 その他

補助金を受給後10年以内に住宅を売り払い、若しくは町外に住所地を変更した場合、又は虚偽の申請をしていた場合は、補助金を返還していただく場合がございます。



お問い合わせ

上市町 建設課 管理建築班

電話: (076) 472-1111 (内線318)

メール: k.kenchiku@town.kamiichi.toyama.jp

ホームページ: <http://www.town.kamiichi.toyama.jp/top.aspx>

(検索サイトで「上市町」「若年世帯」と検索してください。)